（様式５）

年　　　月　　　日

豊　中　市　長　あて

参加資格確認書

豊中市本庁舎における広告付きデジタルサイネージ運営管理事業予定者の選定に係る公募型プロポーザル実施要領について、下記条件を満たす事業者であることを約束します。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（２）本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

（３）本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

（４）過去3年間において、官公庁における広告付きデジタルサイネージ等の設置、運営管理等の実績を有する法人。

（５）会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

（６）平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。

（７）平成12年4月1日以降の民事再生法第21条第１項又は第2項の規定による再生手続開始の申し立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

（８）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更正手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更正計画の認可の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

（９）労働基準法（昭和22年法律第49号）、その他の労働関連法令に違反し官公庁から摘発又は勧告等を受けていないこと。

（10）過去3年間において、法人税または所得税並びに市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

（11）暴力団（豊中市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（豊中市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるもので、明らかに運営管理事業者として不適当であると認められる者でないこと。

　応募事業者　所在地（住所）

商号又は名称（氏名）

代表者職氏名